

◎福祉・介護職員処遇改善加算 支給概要

福祉・介護職員の常勤及び非常勤職員の福祉・介護職員処遇改善加算に関し以下の通り
ただし、金額は職種、勤務状況に応じて各人ごとに査定決定する。

基本給の昇給分に対して 月額500円～2,000円を充当

処遇改善手当 月額3,000円～10,000円の加給

賞与時において処遇改善手当の一時金 5,000円～350,000円の支給

◎福祉・介護職員等特定処遇改善加算 支給概要

福祉・介護職員の常勤及び非常勤職員の福祉・介護職員特定処遇改善加算に関し「手当（既存の増額）」「賞与」を以下の通り支給する。勤続10年以上の介護福祉士等の資格（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士）を持っている常勤職員及びサービス管理責任者・児童発達管理責任者の職務を行っている常勤職員並びに支援業務及びその他の職種に従事している職員に対して行う。ただし、金額は職種、勤務状況に応じて各人ごとに査定決定する。

処遇改善手当

経験・技能のある障害福祉人材（A） 月額10,000円の加給

他の障害福祉人材（B） 月額3,000円～10,000円の加給

その他の職種（C） 月額500円の加給

賞与時における処遇改善手当の一時金

（A）（B）（C）に対し 5,000円～50,000円の支給

◎福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 支給概要

福祉・介護職員の常勤及び非常勤職員の福祉・介護職員処遇改善等ベースアップ等支援加算金に関し「基本給」「決まって毎月支払われる手当（既存の増額）」を以下の通り支給する。ただし、金額は職種、勤務状況に応じて各人ごとに査定決定する。

賞与に対して処遇改善等ベースアップ等支援加算金を充当する。

福祉介護職員

基本給の昇給分に対して 月額2,000円～4,000円を充当

処遇改善手当 月額3,000円～8,000円の加給

その他の職種

基本給の昇給分に対して 時給平均20円～30円充当

処遇改善手当 月額3,000円～8,000円の加給